

渡辺だいすけ 奔走記

県政報告



第18号

2024年8月
—発行者—
福井県議会議員
渡辺大輔

福井市新田塚1-70-31
TEL.0776-50-2083

暑中お見舞い申し上げます



調査項目

活動報告

★地方が消滅する！

「全国の744自治体が“消滅可能性”女性の流出が止まらない！」。先日、民間の有識者グループ「人口戦略会議」が公表したものです。20代から30代の女性人口が2020年～2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」と定義し、その結果全国1,729自治体の約4割にあたる744自治体が、将来消滅する可能性があると指摘しました。若年女性が地方から都市部へと流出し、子どもを産む女性が減ることで将来の出生率が減り、自治体として維持できなくなるというものです。福井県内では大野市、勝山市、あわら市、池田町、南越前町、越前町、若狭町、高浜町の8自治体が挙げられています。

福井県はこれまで、日本一幸福な子育て県「ふく育県」と銘打って、例えば第2子以降の保育料無償化、私立も含め高校授業料無償化、高校生までの医療費実質無償化、日本一の不妊治療助成、子育て世帯に「ふく割」クーポン発行などなど、結婚・出産・子育てについて数々の支援策を講じてきました。効果は定かではありません。ただ昨年の出生率は1.46人で全国6位（一昨年は1.50人で全国9位）となりましたが、出生数は過去最低の4,563人となっています。

全国どこの自治体でも、結婚・出産・子育て支援に力を入れています。にもかかわらず、なぜ地方からの女性の流出が止まらないのでしょうか。先日放映されていたNHK「クローズアップ現代」でも、この問題が取りあげられていました。その中で、多くの女性が本音を語っていました。

本音①「女性は子どもを産むべき」という社会からの圧力

★投げかけられているのは「地元に戻って子どもを産め」ということなのかなみたいな。それが圧みたいな、あおりみたいなものを感じ、地方が女性にとって生きづらい場所になっている。
★単純に「人口を増やさなきゃ」みたいなメッセージに感じて、すごく危機感を持っています。女性を頭数で産む機械って思わないことが一番大事だと思っています。
など

活動報告



次ページへ

前ページより

本音 ② 働きがいがある仕事が見つからない

★本当に過疎がかなり進んでいて、そもそも働く場所がないんです。

★英語を使える仕事をしたかったんですけど、地方ではなかなか見つからず、外資系のホテルに勤めたくて上京しました。

など

本音 ③ 女性の役割を求められる地方の息苦しさ

★地区の行事で女性陣は台所に近い席で座り、男性は絶対動かなくていい席に座りっぱなしで。母からずっと「女性は気が利く人間にならないとダメ」と言われて育ってきたので、将来生きづらいなって。

★「女性は嫁としてもらわれて家庭を持ってやっと一人前になる」と言われた。

★「女性は一生懸命働かなくていい。それより、いい人を見つけて早く結婚して」と言わされました。

など

ここから見えてきたことは、今の支援策は出産や子育てをすることが前提となっていること。さらには子育てに関する支援策が、必ずしも地方で、あるいは地方に戻って結婚、出産、子育てをしようと思う動機付けとはなっていないということです。

女性や若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりについて、これまでの行政施策で良いのか、改めて検討すべきであると感じました。

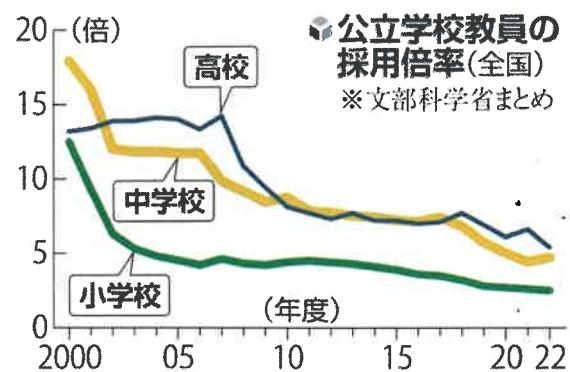
★替わりの先生が来ない！



教員不足が深刻さを増しています。県内小中学校で今年の6月1日現在、出産や育児で休まれた教職員の替わりに配置されるはずの教職員が、配置されていない数が十数名に上ります。その学校では周りの教職員がカバーしなければならず、多忙に拍車をかけるだけでなく、子ども達の授業にも影響を及ぼす事態となっています。さらに、今後産育休に入る予定の40数名の教職員についても、約半数以上が替わりの教職員が見つかっていない状況にある

とのことで、教員不足の事態はさらに拡大していくことが予想されます。

なぜこうした事態が起きているのか。理由は教職員が大量に退職し20代～30代の若手教職員が増え、結果として産育休を取得する教職員が増えていること。その一方で産育休の替わりとして勤務できる常勤講師が不足しているためです。一昔前は教員採用試験の倍率も高く、試験に不合格だった受験者の多くは講師登録をして、代替教職員など講師として学校に勤務していました。しかし、最近は教職を選ぶ学生が減ってきたことなどで採用試験の倍率も下がり、講師登録者自体が減っ



ているためです。

昨年9月議会で、私は教員不足について知事に質問しました。「杉本知事は常々、男性の育休取得を促進すると言つておられます、学校現場では代替教職員が不足している中で、男性の育休が取りづらい状況です」と訴えたところ、知事は「定年延長により、今年度末(R5年度末)には原則として退職教職員はいません。一方で来年度も例年と同様の新採用を確保し、全体としては正規教職員が増えるので、その分常勤講師に余裕が出ます。そういった方を男性育休に充てることも十分可能となります」と答弁していました。**ところが今年度は、昨年度に比べても教員不足が厳しさを増しています。**

今議会で、改めて教員確保策について知事に質問しました。

Answer 知事

人材確保策として、**潜在教職員に対し教職志望者を発掘するための説明会**を行います。その中で会計年度任用職員や臨時的任用教職員に手を挙げていただき、候補者に対しては、教育現場に出ることの不安を解消できるような研修も行うことで教職員志望者を増やしていきます。

★校内サポートルームを、 より充実した居場所に!

不登校対策として令和4年度から実証的に行われてきた校内サポートルームは、**今年度県内50の小中学校に設けられ、運用が始まっています**。運用開始から2か月余りが経過していますが、登校日数が増えた、在校時間が長くなったり、**体育大会や修学旅行などの学校行事に自らの意志で参加できたなど、成果の声も聞こえています**。

一方で、配置された支援員からは課題についての声もあがっています。まず、部屋はできたがどのように対応していくべきよいかなど、効果的な支援方法などの**研修の場や情報交換の場**がなく、教室を任せられた支援員は困惑しているという声があがっています。

また、支援員は校内の教育活動に関する情報交換などの場面がほとんどなく、**校内会議などへの出席も現状ではできていないことも分かりました**。

こうした現状の改善に向け、藤丸新教育長に要望しました。



Answer 教育長

校内サポートルームの支援員に対し、**今月8月にサポートルームの設置の目的、支援員の役割について周知を図り、児童生徒にとってより安心して学校生活を送れる居場所となるような支援のための研修**を行います。**校内会議への出席**については、他の教員との情報共有が必要なので、柔軟に対応するように各学校に伝えてまいります。

フリートーク



NHK 連続テレビ小説「虎に翼」。主人公の寅子(ともこ)は、女性として初めて弁護士・判事・裁判所所長となった三淵嘉子(みぶちよしこ)さんがモデル。実話に基づくオリジナルストーリーです。7月3日(水)に放映された回では、法曹史上に残る事件が取り上げられていました。いわゆる「尊属殺人事件」として知られ、ある女性が父親を殺害したことが問題となった事件です。

事件は第二次世界大戦後の混乱期の中で発生。被告人である女性は、日常的に父親(尊属)から性的暴行を受けており、女性はその父親からの虐待に耐えかねて、最終的に父親を殺害するに至りました。この事件に対し、当時の刑法第200条(尊属殺人罪)が適用されたのです。

尊属殺人罪は、父母・祖父母などの直系尊属を殺害した場合に適用され、当時の法定刑は「死刑または無期懲役」しかなく、刑法第199条(普通殺人罪)が定める法定刑(死刑または無期懲役もしくは3年以上の懲役)に比べて極めて重いものでした。しかし弁護側は、**親を殺害する場合に特別に重い刑を課す尊属殺人罪が、憲法第14条の「法の下の平等」に反すると主張しました**。尊属殺人罪が「合憲」か「違憲」か。最終的に最高裁大法廷での審判を仰ぐことになったのです。

当時の最高裁は、尊属(親)は社会秩序や家庭の維持のために特別に保護されるべきと判断し、尊属を殺害する行為に対して特別に重い刑罰を課すことは合理的と結論づけ合憲と判断、最終的に被告人女性は無期懲役が言い渡されました。ただ、この件を審査する民法改正審議会において、13人の裁判官が合憲と見なしたのに対し、**最後まで違憲だと主張した2人の裁判官がいました**。

ドラマでは、最高裁が「合憲」と判断した翌日の新聞を見ながら、主人公寅子の家庭での様子が演じられています。寅子の甥の直治は、違憲と主張した裁判官が2人しかいなかったことを知ると「それっぽっちじゃ何も変わらないよ」とつぶやきます。これに対し寅子は「たとえ2人でも、判決が覆らなくても、**おかしいと声を上げた人の声は決して消えない。その声がいつか誰かの力になる日がきっと来る。私の声だって、みんなの声だって決して消えることはない**」と語ります。

実際には、この尊属殺人罪は1980年代に憲法違反と判断され1981年に改正されました。これにより、尊属殺人罪は通常の殺人罪と同じ扱いとなったのです。

寅子の言葉に私もはっとさせられました。私が臨む県議会でも、諮られる案件は全て挙手または起立により賛否が決まります。私たちの主張が反対多数で否決されたこともあります。そのことに虚しさを感じたこともあります。でも、**その主張は多くの県民の声に支えられたものであること、そして例え否決されても、主張することの大さや重み**を寅子の言葉から気づかされました。少数でもその声は決して消えない。そしていつか誰かの力となる日がきっと来ることを信じて、これからも議場に臨んでいきます!



お困り、
お悩みなど
ありましたら
ぜひ
ご相談を!

渡辺大輔事務所

〒910-0067 福井市新田塚1-70-31

TEL.0776-50-2083 FAX.0776-50-2086

E-mail d-wat571@outlook.jp

<https://watanabe-daisuke.info/>



Facebook用



オフィシャルサイト